

## 振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金のご請求について（ご案内）

「振り込め詐欺救済法」（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号））に基づく『被害回復分配金』のご請求につきましては、次のとおりです。

## 1 振り込め詐欺救済法の概要

この法律は、振り込め詐欺等の被害により、預貯金口座に振り込まれたまま残されている資金（被害金）の返還手続を定めたものです。

具体的には、

- ① 捜査機関等からの情報やその他の事情を勘案し、金融機関は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された疑いのある預貯金口座の取引を停止（凍結）し、預金保険機構に対し、その口座の名義人が有する口座残高に関する権利を消滅させる手続を依頼します。
  - ② 預金保険機構は、金融機関から依頼された預貯金口座について、60日以上、同機構のホームページに権利を消滅させる旨の周知（公告）を行います。
  - ③ ②の公告期間中に、名義人からの異議申立等が行われなかった預貯金口座について、その口座の名義人が有する口座残高に関する権利が消滅します。
  - ④ 権利が消滅した口座のうち、残高が1,000円以上のものについて、30日以上、預金保険機構のホームページにおいて、被害に遭われた方に対する資金の分配を行う旨の周知（公告）を行います。
  - ⑤ 被害に遭われた方は、④の周知（公告）期間内に、振込みを行ったことを証明する書類（受領証、通帳のコピー等）を添えて、振込先の金融機関に『被害回復分配金』の請求をします。
  - ⑥ 請求を受けた金融機関は、請求された被害者の方の申請書および振込みを行ったことを証明する書類により振込額を確認し、口座ごとに申請された方すべての振込額が確認でき次第、その振込額に応じて口座の残高を按分して、返還します。
- ※ 按分した結果、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
- ※ 振り込んだお金が一部引き出されている場合には、『被害回復分配金』は、請求された被害者の方の振込額に応じて一部減額されます。
- ※ 請求の際に、申請書の記載漏れ、振込みを行ったことを証明する書類の添付漏れ等がありますと、振込額の確認ができず、同一口座に振り込んだ他の被害者の方々への『被害回復分配金』のお支払いも遅れることとなりますので、書類に不備のないよう、ご注意ください。また、期限が経過した場合は、申請書の受け付けができませんので、お早めにご請求ください。

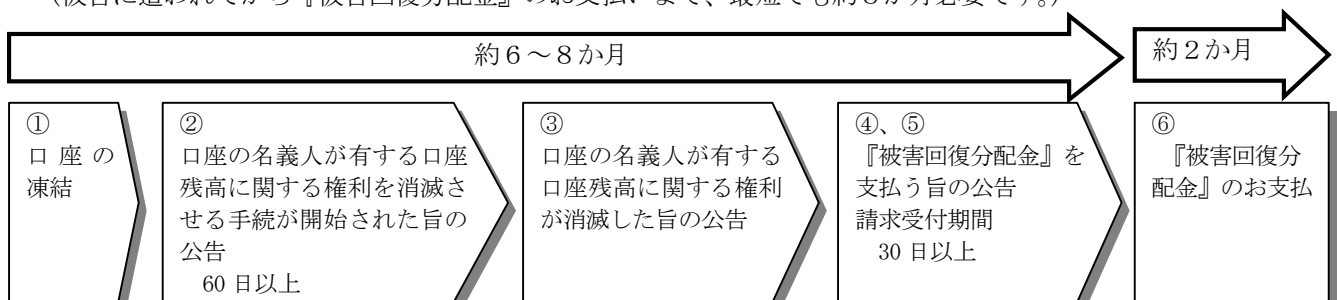
## 2 『被害回復分配金』の請求ができる方

『被害回復分配金』の請求ができる被害者の方は、次の条件をすべて満たす方です。

- 請求の対象となる犯罪行為  
オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などのいわゆる「振り込め詐欺」のほか、ヤミ金被害（恐喝）等、他人の財産を害する罪の犯罪行為であって、その財産を得る方法として、被害者からの預貯金口座等への振込み（送金）が行われたものが対象です。  
なお、郵送や直接犯人に手渡しした被害金は、救済の対象外です。
- 次のア、イのいずれか、または両方の口座の残高が1,000円以上残っている場合  
ア 被害金を振り込まれた当該振込先の口座の残高  
イ 被害金を振り込まれた口座から被害金が他の口座に移転している場合においては、被害金の移転先口座の残高  
※ 残高が1,000円未満の預貯金口座は、『被害回復分配金』の請求対象外です。  
※ ア、イ両方の口座残高が1,000円以上残っている場合は、アおよびイそれぞれに被害回復分配金の支払請求を行うことができます。（それぞれの口座に支払請求を行う場合は、それぞれの口座に対して「被害回復分配金支払申請書」の提出が必要です。）

## 3 『被害回復分配金』のご返還までのスケジュール

手続の流れは次のとおりです。被害に遭われてから『被害回復分配金』の請求受付締切までには、最短でも約6か月の期間を要し、その後、振込額の確認、『被害回復分配金』の振込処理に約2か月の期間を要します。（被害に遭われてから『被害回復分配金』のお支払いまで、最短でも約8か月必要です。）



※ 表の丸囲みの数字は、上記1の番号と一致しています。